



令和5年 10月 6日(金)  
(2023年)

No. 15995 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中小企業における経営課題⑦  
IT・ICT投資・活用 ..... (1)

中小企業における経営課題⑦

IT・ICT投資・活用

日本経済大学経済学部商学科 准教授 森田 理恵

1. はじめに

新型コロナウイルスの流行、および、その対応としての緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などは、我々の行動様式に大きな変化をもたらした。中小企業においても、検温・手指消毒などの用具、感染予防のアクリル板など多くの対応がなされた。しかし、最も大きな影響の一つは、テレワークの実施ではないだろうか。

政府は、「一億総活躍社会の実現<sup>1</sup>」を目指し、2018年の働き方改革関連法<sup>2</sup>を中心に、「働き方改革」を

推進してきた。これは、日本が、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働き方のニーズの多様化」などの状況に直面する中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題<sup>3</sup>となっているとの認識による。この「働き改革」というスローガンは、マスコミ等でも多く取り上げられたが、労働法の観点から労働者の身分区分・労働時間などに注目されがちであった。し

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました！

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882  
FAX 03-6701-7231  
E-mail [jun20dai@gmail.com](mailto:jun20dai@gmail.com)